

(物件の保守・点検)

第7条 乙は契約期間中、甲の求めに応じて保守点検を行うものとし、定期の保守点検は無しとする。点検の際には身分を証明する証票を携行し呈示しなければならない。

- 2 乙は、物件に障害が発生した場合、甲の業務に支障を来さないよう早急に修理復旧を行うものとする。なお、甲の責によらない機能障害等が生じた場合(自然災害等も含む)は、乙の責任により修繕を行うものとする。

(所有権の表示)

第8条 乙は、物件に乙の所有に属する旨の表示をすることができる。

(賃借人の管理義務)

第9条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、物件を管理するものとする。

- 2 乙は、甲が故意又は重大な過失により物件に損傷を与えたとき、甲に対してその賠償を請求することができる。

(禁止事項)

第10条 甲は、事前に書面による乙の承諾を得た場合のほか、次の行為をしてはならない。

- (1) 物件に装置・部品・付属品を付着させ、又はこれを取り外し、若しくは取り替えること。
- (2) 物件の性能、機能、品質等を変更する改造を加えること。
- (3) その他契約によらない行為。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は本契約について、業務の全部又は一部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、業務の一部を委任する場合はこの限りではない。

(機密の保持・個人情報の保護)

第13条 甲及び乙は、本業務上知り得た情報を第三者に漏洩またはこれを他の目的に使用してはならない。なお、本条の規定は契約の解除後も効力を有するものとする。

- 2 乙はこの契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報に関する法律(平成15年法律第57条)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本契約終了後も同様とする。

(保険)

第 14 条 乙は物件に関して、乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 甲は、保険に関する事故が発生した場合、直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 本契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。

(3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

(4) 契約締結後の事情により、契約を継続する必要がなくなったとき。

(5) 本契約を締結する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があったとき。

2 甲は、前項第 4 号の定めにより本契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を2ヶ月前に通知しなければならない。

3 甲は、第1項第1号から第3号までの定めにより本契約を解除する場合は、違約金として第4条に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。ただし、履行済の分に相当する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(暴力団排除に関する契約解除)

第 15 条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はそのもの者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 16 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 17 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(物件の返還)

第 18 条 甲は、契約期間の満了又は契約解除により本契約が終了したときは、直ちに物件を乙に返還するものとする。

- 2 前項の場合、乙は甲の指定した期限内に物件を引き取るものとする。
- 3 物件の引き取りに要する費用については、乙の負担とする。

(法令遵守及び調査)

第 19 条 甲は委託契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対する委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

- 2 乙は労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守すること。
- 3 乙は委託事業に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載したその出納を明らかにしておかなければならない。

(事情変更)

第 20 条 甲及び乙は、この契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件等が不適當になったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

- 2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙は、協議して書面により定めるものとする。

(協議事項)

第 21 条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、本契約の履行について生じた疑義又は定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 那覇市金城3丁目5番地1
氏名 沖縄県立那覇西高等学校
校長 仲吉 健一

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者(この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。)を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第9 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘

密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
(再委託の禁止)

第10 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

(検査及び報告)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第13 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第14 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求められない。

(損害賠償)

第16 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注)1 「甲」は委託者(沖縄県)、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。